

本仕様書は、企画提案を募集するにあたり、参考として配布するものです。  
委託契約における仕様書とは異なる場合があります。

## 令和8年度障害福祉のしごと魅力発信事業 委託仕様書

### 1 事業の目的

障害福祉のしごとの魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを向上させるため、障害福祉について理解を促進するための体験型・参加型のイベントの開催や動画配信等の広報活動を行うなどの事業を実施し、障害福祉分野の施設・事業所における人材確保対策の一環として、障害福祉分野へ多様な人材の参入促進を図る。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託料の上限

4,964,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務の実施に要する一切の費用とする

### 4 委託業務内容

障害福祉のしごとへの理解を促進し、そのイメージを向上させるため、以下に掲げる事業を実施する。

※ ただし、委託業務内容の詳細は、受託者からの企画提案の内容に基づき、県と受託者で協議した上で決定する。

※ 以下に掲げる事業は、県として想定される事業例を記載したものであり、受託申込者からの企画提案の内容を制限するものではない。

#### (1) 法人採用担当者向け研修事業

##### ア. 対象者

県内で障害福祉サービス事業所等を運営する法人等の人事及び採用担当者等。

##### イ. 目標等

受講者等が、障害福祉のしごとの魅力の伝え方やその手法を学び、採用活動へ反映することができるようになる。

##### ウ. 具体的な内容

障害福祉のしごとの魅力を伝えるための手法等を学ぶ研修を年2回開催する。

#### (2) 中高生若者向けシンポジウム事業

##### ア. 対象者

千葉県内に居住する中学生、高校生及び大学生（千葉県外の居住者も対象とすることが可能）。

イ. 目標等

障害者福祉や高齢者福祉等について自分達で考える機会を創出し、障害児・者及び高齢者に対する心のハードルを低くするとともに、将来的にそのような働きかけを自ら創出することができるようになる。

ウ. 具体的な内容

学生団体や障害者福祉及び高齢者福祉等の社会的課題に関する専門家と協働し、対象者とともにワークショップを中心としたシンポジウムを年1回開催する。

(3) 新卒向け合同就職説明会事業

ア. 対象者

令和8年度及び令和9年度に大学等を卒業する学生、その他の求職中の者等。

イ. 目標等

障害福祉分野の人材確保が困難であるため、より多くの学生へ福祉の魅力を伝え就職へと繋げる機会となるイベントを創出し、障害福祉分野への新たな人材の参入促進を図る。

ウ. 具体的な内容

現役の大学生等と協働した企画・運営を行い、就職説明会等を年2回開催する。

(4) 大学内イベント事業

ア. 対象者

県内の大学生及び地域住民等。

イ. 目標等

学生や地域住民に広く障害者福祉を知ってもらう機会を創出し、次世代を担う福祉人材の育成、確保、そして障害福祉分野に対する理解の促進を図る。

ウ. 具体的な内容

県内の大学生と協働した企画・運営を行い、県内の大学内にて文化祭方式のイベントを年1回開催する。

(5) SNS等を活用した福祉の魅力発信プロジェクト事業

ア. 対象者

県内に障害福祉サービス事業所等を運営する法人等。

イ. 目標等

障害福祉のしごとを担う若年層へ、障害福祉のしごとの魅力をつたえる手法を学ぶことにより、参加した法人等がSNS等を活用した魅力発信ページを開設する。

ウ. 具体的な内容

動画作成やSNS発信に関する知識と経験がある事業者と協働し、主に若年層に対する情報発信方法等を学べる実践的な研修を年1回開催する。

(6) キャラバン隊事業

ア. 対象者

県内の大学生等。

イ. 目標等

障害福祉の魅力を伝える授業を実施することにより、障害福祉のしごとに興味を持つ若者を増やすことにより人材の確保を図る。

ウ. 具体的な内容

大学等の講義及びゼミを訪問し、講師として障害福祉の魅力を伝える授業を、年5回程度実施する。

(7) その他の事業

本事業の目的を達成するため、委託料の範囲内でその他の事業を実施することは差し支えないが、事前に甲へ協議すること。

## 5 実績報告

事業を受託した法人は、別に定めるところにより知事に対して事業の実施状況等について報告すること。

## 6 個人情報の取扱い

本仕様書の業務の実施にあたり、別記「個人情報等取扱特記事項」を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

## 7 その他

(1) 本業務の遂行にあたっては、委託者である県と連携を密にし、疑義が生じた場合は受託者、委託者双方が協議の上、これを処理する。

(2) 本業務により得られたデータ及び記録は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3) 著作権や肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(4) 本業務の遂行にあたっては、知り得た一切の事項について外部への漏えいがないように注意すること。

(5) 本業務の遂行にあたり、申し込み及び問い合わせについては、受託者が対応すること。また、本業務に関する事故やクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。

受託者が対応できないクレームが発生した場合は、速やかに県に報告し、対応を協議すること。

(6) 本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。

(7) 本事業により制作された制作物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者か

ら県に譲渡されるものとし、県及び県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は制作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、受託者、委託者双方が協議の上、決定する。